

琵琶湖総合保全 第1期計画 分野ごとの効果と課題(素案)

1. 水質保全分野

水質保全分野の第1期の目標は、「昭和40年代前半レベルの流入負荷量の実現」であった。下水道整備をはじめとする流域の諸対策により、第1期終了時(平成22年度)の目標である現況(平成7年度)からの流入負荷量の削減量を平成20年度末で概ね達成する見込みである。(COD負荷で約31%→0%、全窒素負荷で約17%→0%、全リン負荷で約36%→0%)これにより、湖内水質は透明度や全窒素、全リンで水質改善効果が得られており、赤潮の発生規模・回数も低減傾向にある。

しかし、環境基準の達成状況は、北湖の全リンを除き、全窒素・全リンとも達成されておらず、アオコの発生も続いている状況である。

また、流入負荷量は減少しているが、CODに関しては、1985年以降漸増傾向にあり、この要因の一つとして難分解性有機物の影響が指摘されている。その他、底層の溶存酸素濃度の低下、水草の大量繁茂も新たな問題として提起されている。

このため、地域住民、推進協議会等との協働による水質保全の取組等について検討するとともに、水質汚濁メカニズムの解明と、それを踏まえた適切かつ効果的な対策の取組を検討・実施する必要がある。

2. 水源かん養分野

水源かん養分野の第1期の目標は、「降水が浸透する森林・農地等の確保」であった。滋賀県の土地利用面積の推移をみると、平成9年度から平成18年度にかけて、森林、農地の面積はそれぞれ0.5%、5.5%減少しており、一方宅地と道路はそれぞれ7%、8%増加している。水源かん養機能が比較的低い市街地においては雨水浸透施設等の整備等を推進していく必要がある。一方で、水源かん養機能を持つ森林の確保のための保安林確保の取組が進められ、保安林の指定については、平成10年度73,262haから平成19年度76,921haに3,659ha増加し、このうち水源かん養保安林や土砂流出防備保安林の面積増加が顕著で、水源かん養保安林は、平成10年度22,768haから平成19年度25,324haに2,556ha、11%程度増加した。(出典；「滋賀県における土地利用の現状と対策(H21.1)」滋賀県県民文化生活部県民生活課)

森林・農地等の面的確保については、里地・里山や棚田の保全等の施策が講じられているが、森林をより健全に保つためには、成長過程に応じた適切な施肥・管理、森林の病虫獣害防除等の森林保全、住民参加・森林環境学習の充実及び間伐材等木材の利用促進の取組等が必要となっている。

また、農業水利施設やため池などの保全・整備が行われ、節水・水利用の効率化や、循環かんがい設備の整備等、人為的な水循環の促進施策を講じている。

今後は、更なる森林・農地等の水源かん養域の保全、人為的な水源かん養施設の整備と適切な維持管理などを行っていく必要がある。

3. 自然的環境・景観保全

自然的環境・景観保全の第1期の目標は、「生物生息空間をつなぎネットワーク化するための拠点の確保」であった。ヨシ群落については、「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」等に基づき適切な管理を実施し、砂浜保全、多自然型川づくりについては、計画の7割程度の事業を実施するなど生物生息空間の確保に努めた。同時に、在来種の保護と外来種の除去、ヨシ帯植栽や、琵琶湖と

陸域との連続性の再生などの施策、生物環境アドバイザー制度等の取組により生物生息空間の質的向上が図られた。

また、ミズヒマワリやブルーギル等の特定外来生物が勢力を拡大していることから外来生物の侵入防止等の取組とともに、在来種魚類の増加への取組についても必要となっている。

レジャーによる環境負荷については、滋賀県レジャー適正化条例が平成14年に制定され、プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止等が推進されており、住民からの苦情が減少するなど、一定の効果が見られている。

一方、住民参画については、参加に係るきめ細やかな事業展開を通じ、地域に根ざした住民参加・協働の体制作りが図られた。今後は、一層の取組と、流域の住民の参加による取組を進めていく必要がある。

なお、自然的環境・景観保全については、試行錯誤を通して充実していかなければならないものも多く存在することをから、今後は、継続的なモニタリングを行い、その結果に応じた対応を図っていくことに留意する必要がある。

－ 以上 －